

奈良県告示第五百三十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。

平成二十七年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
結核病	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査及びツベルクリン検査皮内注射法
ブルセラ病	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査及びツベルクリン検査皮内注射法
ヨーネ病	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査及びツベルクリン検査皮内注射法
アカバネ病	発生予察	牛で発生予察上適当と認めたもの	臨床検査及び中和試験
アイノウイ ルス感染症	発生予察	牛で発生予察上適当と認められたもの	臨床検査及び中和試験
牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当とする肉用雌牛
臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	臨床検査、ヨーニン検査、予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法及び補体結合反応検査

病	イバラキ病	牛流行熱	馬伝染性貧血	豚コレラ	オーエスキ	一病	豚繁殖・呼吸障害症候群	群	ニューカッズル病	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエン	発生予察
認めたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	馬（生後百八十日未満のものを除く。）	豚で発生予防上適当と認められたもの	豚及び飼育されている豚で発生予防上適当と認められたもの	発生予防	発生予防	群	ニューカッズル病	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエン	発生予防
認めたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	馬（生後百八十日未満のものを除く。）	豚で発生予防上適当と認められたもの	豚及び飼育されている豚で発生予防上適当と認められたもの	発生予防	発生予防	群	ニューカッズル病	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエン	発生予防
臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	降反応検査	臨床検査、酵素免疫測定法及び中和試験	臨床検査、ラテックス凝集反応検査及び中和試験	臨床検査、ラテックス凝集反応検査及び中和試験	臨床検査及び赤血球凝集阻止反応法	法	臨床検査、酵素免疫測定法及び赤血球凝集阻止反応法	臨床検査、酵素免疫測定法及び赤血球凝集阻止反応法	認めたもの

病名	結核病	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病	ブルセラ病	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
県の全域	県の全域	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

二 実施する区域及び実施の期日

ひな白痢	発生予防	種鶏で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査及び凝集反応法
腐蛆病	発生予防	採蜜に供する蜜蜂で発生予防上適当と認めたもの	肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査
伝達性海綿状脳症(牛)	発生状況及び動向把握	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査及び酵素免疫測定法
伝達性海綿状脳症(めん羊及び山羊)	発生予防	めん羊及び山羊で満二ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査

ニューカツ	群	吸障害症候	豚繁殖・呼 ー病	オーエスキ	豚コレラ	血 馬伝染性貧	牛流行熱	イバラキ病	病 チュウザン	アイノワイ ルス感染症	アカバネ病
県の全域			県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域
平成二十七年四月一日から平成二十八年		三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年	平成二十七年四月一日から平成二十八年	平成二十七年四月一日まで	三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年	平成二十七年四月一日から平成二十八年	平成二十七年四月一日まで	三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年

スル病

高病原性鳥
インフルエ
ンザ及び低
病原性鳥インフルエン
ザ

県の全域

平成二十七年四月一日から平成二十八年
三月三十日まで

三月三十日まで

スル病	高病原性鳥 インフルエ ンザ及び低 病原性鳥イ	ンフルエン ザ	ひな白痢	腐蝕病	状脳症（牛）	伝達性海綿 状脳症（め ん羊及び山 羊）	県の全域
三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年 三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年 三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年 三月三十日まで	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域
三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年 三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年 三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年 三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年 三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年 三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年 三月三十日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年 三月三十日まで

三

その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。